

効率的刑事司法実現の条件

高崎 真奈

1 はじめに

我が国の刑事司法制度を「資源の適正な配分と効果的な刑事政策の実現」という観点からみる時、犯罪者に対する国として働き掛けがほぼ自己完結的となっている現状から、地域の多様な営みと連続性を持つ方向に変化することによって、その改善を図る可能性があると思われる。

近年、我が国では、平成期の犯罪増加傾向から、犯罪被害者施策の整備、再犯が目立つことの問題としての浮上などを背景に、刑事司法制度に充当される国の職員及び予算は増加の一途である¹。しかし、検挙者中の再犯者率の上昇傾向²といったデータをみるに、特に再犯防止という点では、そのことの効果が目に見えて生じているかどうか疑問である。

司法機関としての職員や予算の増加が、社会が一般市民を対象に行う対人サービスの仕組みとは別物として刑事司法制度内で自己完結的な仕組みを構築することになるのであれば、高コストで低リターンの仕組みになると思われる。むしろ、刑事司法機関の外部に存在する一般の対人サービスの仕組みと連動する刑事手続きの対象を限らず一般化することによって、低コストで合理的な刑事司法制度が実現すると思われる。

さらに、刑事処分の適用の際には、刑事処分対象者の問題解決のための主体性を引き出すことが今の制度には必要であるように思われる。あてがわれたものは、身につかないし、生かされないのではないか。犯罪者の主体性に働きかけることを通じての再犯防止を図ることで、より効率的な刑事司法制度の運用が可能であると思われる。

本論文出題趣旨の中の「民間等の新たな活力を導入し、より効率的で、かつ、国民の負託に応え得る刑事司法制度の在り方を検討していく必要がある」という点は、このような文脈でとらえるべきものと理解している。

2 既存制度との連動の一般化

(1) 一般の社会制度に連動した刑事司法制度の例

刑事手続きと福祉制度等現存する一般の社会制度との連動ということは、

現状では、(1)重大な他害行為をした心神喪失者等の医療と観察の施策(以下「医療観察制度」という。) ³や、(2)高齢障害受刑者の地域生活定着支援の施策(以下「高齢障害受刑者支援」という。) ⁴ の施策にみられる。効率的刑事司法制度を実現するためには、これら二つの施策の場合に「心神喪失等の触法者」、「高齢障害者」が対象として限られているところを、対象を拡大して、可能な限り幅広い犯罪者について、社会復帰に役立つ既存制度につなぐ作用を刑事司法制度の中で確立していくということが必要であろう。

これら二つの制度についてみると、まず 2005 年施行の「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療と観察に関する法律」に基づく医療観察制度は、対象となる者の医療を指定入院医療機関及び指定通院医療機関によって確保するとともに、それらの機関の医療関係者や保護観察所に配置された社会復帰調整官が、同法による措置が解除された後も医療が継続するように地域の医療機関関係者に橋渡しの調整をしている ⁵。指定医療機関による治療の範囲であれば、司法機関による自己完結的な措置ということになるが、「ケア会議」を重ねる中で一般医療機関・保健所等によるサポートが措置終了後も継続することが追及される。

一方、2009 年、厚生労働省が法務省と協議をして地域生活定着支援事業として予算化した高齢障害受刑者支援 ⁶ は全国に設置された地域生活定着支援センターの職員が、刑務所・少年院と連絡をとり、その施設に対象者が在所している間に社会内の福祉事務所や福祉施設との間の受入れの調整を進めて、釈放後ただちに福祉サービスの適用がなされるようにしている。結果としてそれらの人の再犯を防止し、刑事司法制度にかかる運営費用を節減することにつながるものである ⁷。

犯罪被害のリスクを減少させるということが刑事司法制度の意義の一つであるとするれば、高齢障害受刑者よりもより甚大な被害につながる犯罪への対策など優先度の高い犯罪対策があると思うが、要は、効率的な犯罪対策を進めるといふ観点からは、この高齢障害受刑者に導入したような調整制度を幅広い犯罪者に適用して考える観点が必要であろうということである。

(2) 一般制度との連動の条件

では、現存する上述の二つの制度以外に、具体的にどのようなことが可能

であろうか。

国の犯罪対策の中でターゲットとして提示されている性犯罪、薬物犯罪⁸、量的に多い窃盗⁹などについて考えたい。

性犯罪については、矯正施設や保護観察所において、職員による性犯罪再犯防止プログラム¹⁰が行われている。それをどの社会制度にどうつないでいくかということである。D S M・IV¹¹による性嗜好異常Paraphiliasと診断されれば、精神科医療の対象となるであろうし、習癖性がある人の民間回復施設や、自助グループ(S A¹²)につなぐという方向性もある。しかし、実際には、そのような機関団体にアクセスできる地域は首都圏などごく限られているようである(各団体のホームページによる)。その結果、嗜癖的傾向を抱えて刑務所を釈放された人であれば、刑務所でも仮釈放の指導によってもそれをぬぐい切れず、指導の枠を解かれた段階で再犯をする可能性が高まる。とすれば対処を行う医療機関や支援団体の取組みを行政が促してであっても、司法から医療的な対応へと橋渡しをする作用が必要である。このことは、同じD S M・IVにみる窃盗癖Kleptomania、放火癖Pyromania、病的賭博Pathological Gamblingと診断される人についても同様であろう。

薬物事犯者については、矯正施設、保護観察所でも覚せい剤再乱用防止プログラム¹³がとられている。一般制度においても、薬物依存を治療対象とする医療機関は、ダルク¹⁴、N A¹⁵などの自助組織とともに各地に存在する。司法機関としての働き掛けが、そうした一般制度の中での回復支援の取組みにつながっていく形が大切である。

アメリカでは、ドラッグ・コートなどの問題解決型裁判所¹⁶が多様に設立され、治療的関与が必要な被告に対しては、適切なプログラムが受けることを刑罰との比較の中で選択させる運用が広がっている。そこには、その仕組みの背景にある刑事司法制度のあり方に関わる価値観を学ぶべきである。我が国においても必ずしもそのような制度としてではなくとも背景にある基本的に同様の規範を確立することが、効率的司法には必要であると思う。

以上から刑事司法制度と一般社会制度との連動のための条件をまとめると次のようになる。

ア 刑事司法手続きに再犯防止(特別予防)の観点を明確化し、処罰に加え、一

一般制度への橋渡しを中心として再犯防止のための道筋に向かうことを促す働きと、刑事司法制度の作用として必須のものとする規範を制度の中に確立することである。

イ アを実現するためには、一般制度(民間団体の活動を含む。)の中に、犯罪前歴者の問題に対応するための機関、団体が豊富に存在していることが条件となる。十分でない場合に、省庁が連携してその増設、振興策を講じることを義務化することが必要である。

ウ 一般制度(医療機関・自助組織)に橋渡しする際にも、薬物事犯者への対応の場合に矯正施設・保護観察所で行われている覚せい剤乱用防止プログラムなどの実施は必要であろうということである。内科疾患と異なり、症状に応じた治療への動機付けは高くなく、性犯罪治療の社会資源への橋渡しするためには性犯罪防止プログラムを、窃盗癖治療の社会資源に橋渡しするためには窃盗再犯防止プログラムを、刑事司法(矯正・保護)機関の側自らにおいても実施していることが重要であるように思う。

3 犯罪者の主体的問題解決を促す制度

我が国の刑事裁判では、被告人側は犯罪の事実関係と背景について述べるのみで、どのように償いをしていくかの選択は基本的には与えられていない。処罰する側の判断で一方向的に指導がなされ、「矯正」や「保護」を受ける。犯罪者の側の自発性を除外したところでの指導関係では、指導する方、受ける方の双方に負担が大きい上、効果も得づらいのではないだろうか。

津富 [2011] は、犯罪者処遇において、「本人がそもそも持っている善き側面(長所・資源)を手がかりに立ち直りへの道筋をつける」こと、そして犯罪者を「自らの問題を解決する『主体』として位置づけ」という「長所基盤モデル」が、「実証研究をみる限り、・・・おそらく、相当に有効である」としている¹⁷。

しかし、そのような主体的問題解決を促すあり方はどのように可能であろうか。

一つの方法は、前記津富 [2011] にあるように、順法的で主体的なアイデンティティを得るよう促すということであろう。

現在、国会で審議されている社会貢献活動の導入については、犯罪者の主体性を喚起する用具とし得る可能性がある。しかし、それが単なる社会内懲役となってしまえば、意味をなさない。主体的アイデンティティの獲得に役立つような社会貢献活動が取り入れられるべきである。そのために、受刑者側等の提案を受け入れるような仕組みを作ることにも一法であると思う。

論点 1 の一般制度への連動という面でも、犯罪者本人が、主体的に社会の制度を受け入れるのではなくては円滑にはいかないであろう。矯正施設などでの働き掛けにおいてもその点での配慮が必要である。

4 結語

社会の諸制度を活用して、刑事司法の仕組みとしては最低限の関与を行うことが人道的見地からは望ましく、なおかつ効率的な司法の実現につながることになる。刑務所の中に高齢者や再犯者が増加しているという現状を聞くにつけ、このことの重要性は増大しているものと思われる。

社会の制度へのつながりを意図すること、社会に犯罪者の更生のための要素を増大させる働きかけをすること、そして犯罪者の社会復帰に向けての主体性を促すこと、これらの作用が刑事司法制度の運用の上では必要不可欠であるという考え方を確立し、その基盤の上に立って各機関が機能することによって、効率的な司法が実現するものと思う。

以上

1 平成 23 年 12 月『鑑水主計官』財務省 pp1-2

2 平成 22 年版『犯罪白書』法務省法務総合研究所 p43(7-2-1-2-2 表)

3 『更生保護・地域社会とともに歩む』法務省保護局(編)pp10-11

4 平成 22 年 1 月『全国厚生労働関係部局長会議資料(厚生分科会)』社会・援護局 pp19-20

5 前脚注(3)pp10-11

6 前脚注(4)p19

7 前脚注(4)pp19-20

8 再犯防止対策関係省庁連絡会議(平成 22 年 12 月)p4

9 平成 23 年度『犯罪白書』法務省法務総合研究所 pp2-4(1-1-2-1 図)

10 性犯罪再犯防止指導については、平成 21 年度から、知的能力に制約がある者に対し、指導内容を特別に調整したプログラムを実施している。

平成 21 年版『犯罪白書』法務省法務総合研究所

11 アメリカ精神医学会 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸(訳)『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引(American Psychiatric Association 1994 Quick reference to the

diagnostic criteria from DSM-IV. Washington D.C.: American Psychiatric Association)』医学書院 1995年

¹² SAは自分の性の問題をコントロールすることができず、その結果様々な問題を引き起こしたことに気付いた人たちの集まりである。

SA-JAPAN ホームページ「セックスアホーリクス・アノニマス(SA)とは？」

http://www.sa-japan.org/q_and_a.html

¹³ R1 指定者のうちA指標受刑者については、原則として、薬物依存離脱指導を全員に対して実施する。仮釈放により薬物依存離脱指導の実施が困難となったA指標受刑者については、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関する指導の実施を確保できるようにすることとされている（法務省ホームページ）。

¹⁴ ダルク(DARC)とは、覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設である。NPO 法人全国薬物依存症者家族連合会ホームページ「ダルクとは」

<http://www.yakkaren.com/zenkoku.html>

¹⁵ NA(ナルコティクス アノニマス)は、薬物によって大きな問題を抱えた仲間同士が互いに助け合い、薬物を使わないで生きるために定期的に仲間と会うことによって回復をめざす自助組織である。

ナルコティクス アノニマス日本公式サイト「NAとは」

<http://najapan.org/whatisna.html>

¹⁶ 問題解決型裁判所(problem solving courts=PSC)は、社会心理的な問題を抱えた個人について、治療的選択を提示して刑事処分を決定する裁判所であり、ドラッグ・コート([drug treatment courts](#))のほか、[精神衛生裁判所\(mental health court\)](#)、[家庭内暴力裁判所\(domestic violence courts\)](#)などがある。[James L.Jr.Nolan](#)(著)小沼 杏坪・妹尾 栄一・小森 榮 (訳)『ドラッグ・コート—アメリカ刑事司法の再編』丸善プラネット 2006年

¹⁷ 日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現代人文社 2011年 pp62-77

(志學館大学法学部法律学科 2年)